

令和 **8** 年度
2026 年度

こども誰でも通園制度

利用認定申請のしおり

市ホームページはこちら



1 こども誰でも通園制度とは

こども誰でも通園制度は、「こどもの育ちを応援」し「良質な成育環境の整備」することを目的に保護者の就労要件を問わず時間単位で保育施設を利用できる制度です。

お子さんが早期から「家庭とは異なる経験」や「家族以外の人と関わる」ことができる機会となります。

2 対象のお子さんについて

次の項目を全て満たしている方を対象とします。

- 利用する子の年齢が、利用日時点で生後6か月～満3歳未満であること（※1）

※1 ・生後6か月経過後から利用できます。

令和7年6月10日生まれの場合、令和7年12月10日から利用できます。

・満3歳の誕生日の前々日まで利用できます。

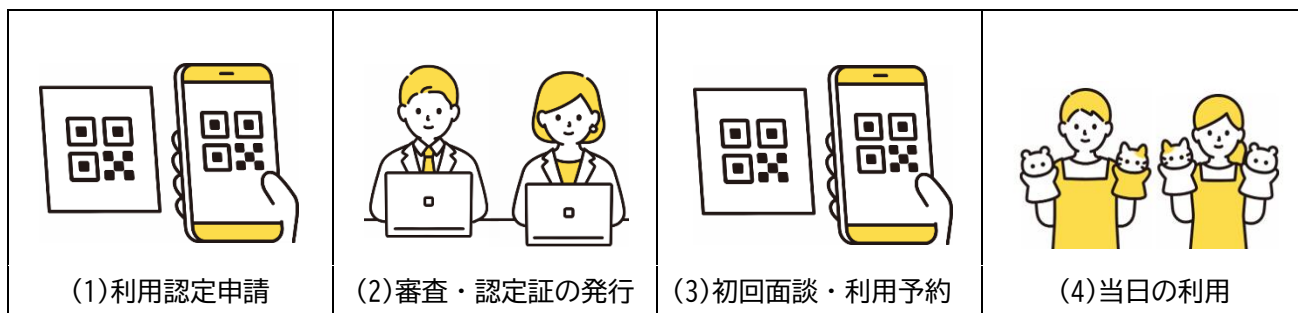
令和5年2月28日生まれの場合、令和8年2月26日まで利用できます。

- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に通園していないこと（※2）

※2 認可外保育施設に通っている場合は対象となります。

3 利用までのながれ

申込から利用までのながれは次の通りです。






(1) 利用認定（乳児等支援給付認定）のための申請

- ・静岡市民のみ申請可能です

（静岡市民以外の方は住民票のある自治体にて、認定申請を行ってください。）

- ・利用開始日より前にも必ず申請手続きをお願いします。
- ・利用料の減免申請をする際には、「4 利用料及び減免について」をご一読ください。

こちらのURL又は二次元コードから申請してください。

住民票上の居住区	URL	二次元コード
葵区	https://logoform.jp/form/79j2/1478482	
駿河区	https://logoform.jp/form/79j2/1488715	
清水区	https://logoform.jp/form/79j2/1488736	

(2) 審査・認定証の発行・確認

- ① 申請内容の審査
- ② 通知メールの発送（「【子ども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ」）
市が審査し、認定した場合には、「子ども誰でも通園制度総合支援システム※」（以下「総合支援システム」といいます。）より上記件名のメールをお送りします。
- ③ 乳児等支援支給認定証の確認作業（保護者が行います）
 - ・メールに従い、総合支援システムのパスワードの設定を行ってください。
 - ・総合支援システムへアクセスし、マイページより乳児等支援支給認定証を確認してください。

※子ども家庭庁が運用する乳児等通園事業（子ども誰でも通園制度）の利用予約等を行うシステム
ログイン URL : <http://www.daretsu.cfa.go.jp/Riyosha/Account/Login>
- ④ システム上の「こどもの情報」に下記に該当する場合は、必要事項を登録してください。
【登録が必要な項目】
 - 食事・アレルギー情報（アレルギーをはじめ、食事で配慮すべき事項がある場合）
 - 病気・予防接種の情報（既往歴の有無など）
 - 発育情報（健康状態、発達の状況、生活リズムなど）

(3) 初回面談予約・利用予約

- ① 総合支援システムへアクセスし、初回面談の予約の申し込みをしてください。
面談の対応時間などは各施設によって異なります。システム上に掲載の基本情報等でご確認ください。
- ② 予約施設で初回面談を行ってください。
面談日時はメールまたは園からの電話連絡にてお知らせします。
- ③ 総合支援システムで利用予約を行ってください。
初回面談後に施設が受入可能であると確認できた後、総合支援システムでの利用予約が可能となります。

(4) 当日の利用

保護者様が予約した日時に送迎を行い、施設を利用してください。

- ① 送迎の際、利用施設に、総合支援システムの予約画面（ホーム画面の「直近のご予約」）を提示してください。
- ② その後、園が提示する二次元コードを読み込むことで利用開始（終了）の登録をします。

4 利用料及び減免について

(1) 利用料

実施施設によって異なりますので、静岡市ホームページに掲載している実施施設一覧によりご確認ください（1 頁目右上の二次元コードより掲載ページにアクセスできます）。

(2) 支払方法

実施する施設の案内に従い、直接お支払いください。

(3) 減免

【対象世帯】

対象世帯	1 時間あたりの減免金額
生活保護世帯	300 円
市民税所得割額 102,801 円未満の世帯 (非課税世帯含む)	200 円

減免世帯の審査をする際に、必要な市民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を閲覧及び利用させていただく形となります。ご承知おき下さい。

なお、以下の世帯に該当する場合は減免申請の際に課税証明書の提出が必要となります。

【課税証明書の提出について】

- ・令和 7 年 1 月 2 日以降に静岡市内に転入し、令和 8 年 8 月末までに利用認定を申請する場合
⇒世帯全員の令和 7 年度の課税証明書のデータを先述の申請フォームより提出してください。
- ・令和 8 年 1 月 2 日以降に静岡市内に転入し、令和 8 年 9 月 1 日以降に利用認定を申請する場合
⇒世帯全員の令和 8 年度の課税証明書のデータを先述の申請フォームより提出してください。

5 利用に際しての留意事項

(1) 利用時間について

- ・利用は 1 時間単位とし、1 か月の利用上限は 10 時間となります。
- ・やむを得ずお迎えに遅れる場合、必ず施設に連絡してください。

(2) 利用方法について

- ・利用方法は「定期利用（決まった曜日・時間帯に利用）」もしくは「柔軟利用（曜日・時間帯を選択して利用）」となります。実施施設により利用方法は異なりますのでご注意ください。
- ・施設が利用できる体制が整っている場合のみ利用することができます。その日の予約状況や施設に在籍している職員数により、ご希望の日にちに利用予約ができない場合があります。

(3) 利用キャンセルについて

- ・欠席（キャンセル）する場合、総合支援システムにキャンセル登録をお願いします。
なお、利用予定日 1 営業日前の 17 時以降のキャンセルは施設を利用したこととみなし、ご利用可能枠を消費しますのでご承知おきください（詳しくはキャンセルポリシーをご確認ください）。
- ・利用日当日の急なキャンセルの場合は、総合支援システムへの登録とともに、早急に利用予定の施設へご連絡いただくようお願いいたします。施設は利用するものとして職員配置等の準備をしておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(4) こどもの安全について

- ・施設を利用している最中に起きたケガ等に関する責任や治療費は、利用する施設で対応できない場合が

あります。トラブルを防ぐためにも、事業を利用する際、施設で対応可能かご確認いただき、対応が難しい場合は事前にできる限り保険等に加入してください。

- ・保育中にお子さまの具合が悪くなるなど緊急の場合、保護者に連絡いたしますので、ご利用中、必ず連絡が取れるようにしてください。




6 利用認定の変更・消滅について

(1) 利用認定の変更について

以下の事由に該当する場合は、利用認定情報の変更を申請してください。

- ・利用者（お子様）の追加
- ・登録情報の変更（住所、氏名、電話番号またはメールアドレス）
- ・利用料の減免要件の変更

変更の申請はこちらのURL又は二次元コードを御利用下さい。




住民票上の居住区	URL	二次元コード
葵区	https://logoform.jp/form/79j2/1484617	
駿河区	https://logoform.jp/form/79j2/1488746	
清水区	https://logoform.jp/form/79j2/1488757	

(2) 利用認定の消滅について

以下の事由に該当する場合は、利用認定の消滅を申請してください。

- ・静岡市外への転居
- ・こども園、保育所、小規模保育施設、企業主導型保育施設への入所

消滅の申請はこちらのURL又は二次元コードを御利用下さい。

住民票上の居住区	URL	二次元コード
葵区	https://logoform.jp/form/79j2/1478818	
駿河区	https://logoform.jp/form/79j2/1488771	
清水区	https://logoform.jp/form/79j2/1488776	

【認定に関する問い合わせ先】

- 葵福祉事務所子育て支援課 <葵区役所2階>
〒420-8602 葵区追手町 5-1 TEL：054-221-1095
- 駿河福祉事務所子育て支援課 <駿河区役所3階>
〒422-8550 駿河区南八幡町 10-40 TEL：054-287-8673
- 清水福祉事務所子育て支援課 <清水区役所3階>
〒424-8701 清水区旭町 6-8 TEL：054-354-2358

